

医療法人やわらぎ安全指針

(総則)

第1条 この指針は、医療法人やわらぎにおける介護・医療事故を防止し、安全体制の確立、安全管理の具体的方法を示し、質の高い介護・医療を提供するための必要事項を定めることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 前条の目的を達成するために、当施設に「事故防止・安全管理委員会」(以下「委員会」と称す)を設置する。

- 1 委員会は、医療法人やわらぎ 介護老人保健施設ゆう常勤職員で構成する。
- 2 上記職員より老健安全対策担当者を選任する。
- 3 上記職員より委員長を選任する。
- 4 委員会は委員長が招集し、議論すべき事項は、委員長が予め通知する。
- 5 委員会は毎月1回開催し、必要に応じて臨時会を委員長の判断で招集することが出来る。
- 6 委員長が必要と認めるときは、参考人として関係職員の出席を求め、意見を聴取することが出来る。
- 7 委員会は毎回議事録を作成し、職員に決定事項について周知を図る。

(事故発生の防止の為の職員研修に関する基本方針)

第3条 委員会において策定した研修プログラムに基づき、職員に対して年2回「事故防止のための研修会」を実施するほか、新規採用者がある場合は、その都度雇入れ教育の一貫として、「事故発生の防止のための研修」を実施する。

(事故等発生時の対応の手順)

第4条 事故発生時には、別に定める発生時の対応に基づき適切な対処を行う。

(委員会の責務)

第5条 委員会は、所管業務について調査、審議するほか、観察事項については、実行、再考察し、改善点等は職員にフィードバックをするものとする。

(委員会の業務)

第6条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- 1 報告システムによる事故及びひやり・はっと事例の収集、分析、再発防止策の検討・策定、防止の実施、防止対策実施後の評価に関すること。
- 2 報告システム以外からのリスクの把握、分析、再発防止策の検討・策定、防止の実施防止対策実施後の評価に関すること
- 3 介護・医療安全対策のための職員に対する指示に関すること
- 4 介護・医療安全対策のために行う提言に関すること
- 5 介護・医療安全対策ための研修プログラムの検討及び実施、広報（開示を含む）に関すること
- 6 その他、介護・医療安全対策に関すること

(個人情報の保護)

第7条 委員は、個人情報保護のために以下の事項を遵守する。

- 1 委員は、委員会で知り得た事項に関しては委員長の許可なく他人に漏らしてはならない。
- 2 委員は、委員長の許可なく事故報告書、ひやり・はっと報告書、分析資料、委員会議事録、事故調査報告書等の事故、紛争、ひやり・はっと事例に関する全ての資料を複製してはならない。
- 3 委員は、委員長の許可なく事故報告書、ひやり・はっと報告書とその統計分析資料を研究、研修等で利用してはならない。

(報告システム)

第8条 報告システムは以下のとおりとする。

(1) 事故報告

施設内で介護・医療事故が発生した場合、当該事故に関与した職員は、応急処置その手配、拡大防止の措置及び上司への報告など必要な処置をして後、速やかに別に定める「事故報告書」を総務課へ提出する。

(2) ひやり・はっと事例報告

施設内でひやり・はっと事例が発生した場合は、関係した職員は別に定める「ひやり・はっと報告書」を作成し、総務課へ報告する。

(職員の責務)

第9条 職員は日常業務において介護・医療の安全と安心を確保するために、利用者との信頼関係を構築するとともに、介護・医療事故の発生の防止に努めなければならない。

(記録の保管)

第10条 委員会の審議内容等、施設内における事故に関する記録は5年間保管する。

(指針の見直し)

第11条 本指針等は委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

(附則)

この規則は、平成28年7月1日より施行する

この規則は、令和3年4月1日に改定する

この規則は、令和5年6月1日に改定する